

# 幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

## 個人町民税

### 住宅ローン控除の見直し

所得税において、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とし、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅などにつき、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額の上乗せを行うなどの他、次のとおり見直しがされました。

- ・控除率0.7%（改正前：1%）とするとともに、所得要件を2,000万円以下とする。
- ・新築住宅について控除期間を13年（改正前：10年）とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡以上の住宅を控除対象とする。
- ・住民税について、消費税率の引き上げに伴う需要平準化対策が終了したことを踏まえ、個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）とする。

### （参考）借入限度額

【新築・買取再販】（カッコ内は入居年が令和6年・7年）

- ・認定住宅 5,000万円（4,500万円）
- ・ZEH水準省エネ住宅 4,500万円（3,500万円）
- ・省エネ基準適合住宅 4,000万円（3,000万円）
- ・その他の住宅 3,000万円（2,000万円）

※ その他の住宅については、令和6年以降建築確認（新築）は対象外

【既存住宅】

- ・認定、ZEH水準省エネ、省エネ基準適合住宅 3,000万円
- ・その他の住宅 2,000万円



## 固定資産税

### 固定資産税（土地）の負担調整措置

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地などに係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（改正前：5%）とする。

※ 住宅用地、農地などについては現行どおり

